



No. 3

広報はとまがわ

H 7 . 11 . 1 現在

地区面積

57,742.032㎡

組合員数

4,342名

土手ノ内揚水機場



平成 6 年度

迫南部地区低コスト化

水田農業大区画ほ場整備事業施行

H 7 . 11 . 1 発行

迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024(内)

FAX (58) 2784



平成七年第一回臨時総代会開催

去る、八月二十九日に平成七年第一回臨時総代会が、南方町農村環境改善センターに於いて開催されました。

平成六年四月一日付け、新土地改良区が設立スタートして初めての決算を主とした提出議案十五ヶ件を慎重審議の結果、全議案とも原案のとおり承認されました。

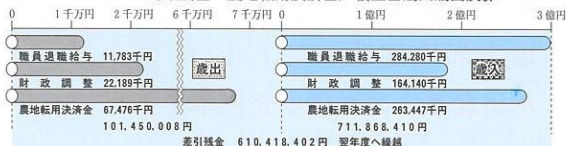
議決事項

- ◎第一号議案 平成六年度一般会計歳入歳出補正予算の理事會専決処分に係る報告承認について
- ◎第二号議案 財産処分について
- ◎第三号議案 平成六年度事業報告の承認について
- ◎第四号議案 平成六年度財産目録の承認について
- ◎第五号議案 平成六年度一

- 般会計歳入歳出決算承認について
- ◎第六号議案 平成六年度特別会計（国営・県営・団体営・非補助事業）償還金歳入歳出決算承認について
- ◎第七号議案 平成六年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出決算承認について
- ◎第八号議案 平成六年度特別会計（換地清算積立金）歳入歳出決算承認について
- ◎第九号議案 平成六年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出決算承認について
- ◎第十号議案 平成七年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ◎第十一号議案 平成七年度

- 特別会計（国営・県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について
- ◎第十二号議案 平成七年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出補正予算議決について
- ◎第十三号議案 平成七年度特別会計（換地清算積立金）歳入歳出補正予算議決について
- ◎第十四号議案 平成七年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ◎第十五号議案 平成七年度賦課金の一部変更について

平成6年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出決算



平成6年度 各種会計

決算総額

歳入額 42億90,680千円

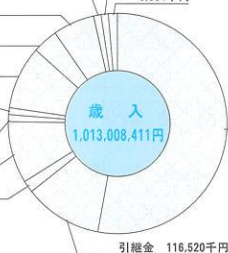
歳出額 25億58,549千円

一般会計

歳入

委託管理費
1,160千円
借入金
62,204千円
交付金
38,007千円
補助金
94,012千円
過年度収入
249千円
諸収入
400千円
繰入金
92,092千円
雑収入
17,876千円

委託費
900万円
土地代金
3,534千円



組合費
586,051千円

引継金 116,520千円

歳入決算額 歳入の内組合費
賦課金五八六、〇五一千円の
徴収額となっており、全体の
五七・六％を占めた。
歳出決算額 従前にもまして
経常事務費の節減に努め、ま

た管理費は、六〇七、四四九
千円で六四・〇％の執行率と
なり補助事業に該当する維持

管理工事は積極的に取り込ん
で施行し軽減に努めた決算と
なった。

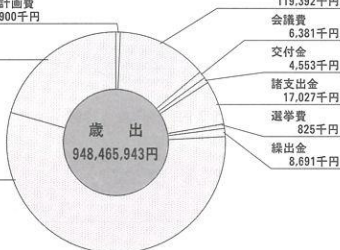
歳入 十億一千参百万八千円
歳出 九億四千八百四十六万五千円

六年度一般会計決算

歳出

土地改良調査計画費
900千円
事業費
183,244千円
管理費
607,449千円

事務費
119,392千円
会議費
6,381千円
交付金
4,553千円
諸支出金
17,027千円
選挙費
825千円
繰出金
8,691千円



残金決算額 64,542,468円 翌年度へ繰越

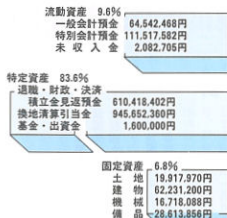
経費節減に
努め効率の
運営を図る

資産と負債の状況

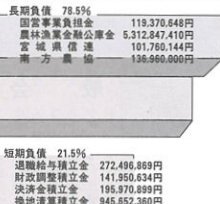
資産合計 1,863,294,631円

負債合計 7,227,008,964円

資産の部



負債の部

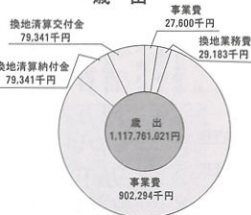


20億円 10億円 2億円 1億円 0 0 5億円 10億円 20億円 30億円

県市特別会計

歳出

歳入



残金決算額 110,887,897円 翌年度へ繰越

六年度県市特別会計決算

歳入 十二億二千八百六万八千円
 歳出 十一億一千七百七万一千円

平成6年度決算

特別会計 ○○○○○○ ○○○○○○ 特別会計

会計別	歳入	歳出	残金
★国営・県営・団体営・非事業償還金	244,892,068	244,262,383	629,685
★換地清算積立金	1,092,262,360	146,610,000	945,652,360

残金決算額は、翌年度へ繰越

事業地区別長期負債調書

単位：円

事業及び地区名	借入残元金	10a当残元金	最終償還期限	事業及び地区名	借入残元金	10a当残元金	最終償還期限
国営かんばい	119,370,648			団 体 営 事 業	8,049,332		
第 1 地 域	65,432,097	2,221	H 8	大 網 地 区	8,049,332	49,996	H 13
第 2 地 域	53,938,551	2,493	〃	地震災害事業	7,770,144		
県営かんばい	877,174,343			第 1 地 域	7,589,147	258	H 12
第 1 地 域	643,002,662	21,818	H 26	第 2 地 域	180,997	9	〃
第 2 地 域	234,171,681	10,821	〃	修繕保全事業	190,643,800		
県営ほ場整備	4,236,685,072			第 1 地 域	82,258,087	2,791	H 22
第 1 千貫区	100,737,345	57,962	H 27	第 2 地 域	108,385,713	5,009	〃
第 1 野谷地	23,623,402	98,023	H 26	非 補 助 事 業	94,284,864		
第 1 畑 岡	56,867,803	73,951	H 27	用 水 第 2	39,526,296	3,993	H 20
第 1 一ノ曲	128,757,366	166,569	H 26	第 1 地 域	9,720,000	330	H 16
第 2 地 区	201,213,409	47,045	〃	第 2 地 域	22,900,000	1,059	〃
第 4 地 区	191,727,049	84,165	H 27	沼 崎 地 区	22,138,568	44,815	H 21
第 5 地 区	290,410,515	81,922	H 25	平 準 化 事 業	136,960,000		
第 6 地 区	438,196,747	119,303	〃	第 1 千貫区	23,100,000	13,292	H 17
第 10 地 区	307,689,806	88,646	H 28	第 1 野谷地	5,340,000	22,158	〃
第 11 地 区	197,582,625	164,653	H 30	第 1 一ノ曲	4,170,000	5,395	〃
第 13 地 区	180,500,043	173,558	H 27	第 6 地 区	54,830,000	14,928	〃
長沼地糧区	42,865,434	213,261	H 30	第 10 地 区	37,880,000	10,914	〃
〃 町新田区	56,597,288	196,519	〃	第 11 地 区	11,640,000	9,700	〃
北 浦 地 区	147,928,590	179,743	〃	維持管理事業	10,320,000		
迫南部泥内区	21,757,540	40,745	〃	西谷地地区	10,320,000	97,359	H 21
〃 茂伝治区	1,909,540	19,891	〃	※残元金・最終償還期限			
〃 土手ノ内	9,392,920	27,546	〃	尚、利子が含まれておりませんので、利子有加算			
野谷地地区	15,680,000	7,338	〃	されて償還することになります。			
第 3 地 区	174,934,297	57,300	H 28	又、事業継続地区については、借入があった場合			
第 7 地 区	1,182,365,174	116,950	〃	変動があります。			
第 8 地 区	416,806,808	68,803	〃				
第 9 地 区	49,141,371	72,161	H 27				

平成7年度県ぽ事業の施行状況

農業農村整備事業の推進にあたりましては、日頃一方ならぬ御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この中でほ場整備事業は昭和38年に創設され中核的な事業として推進されてきましたが当管内に於いては、昭和47年旧迫川地区（大規模）の着工以来平成6年度末まで4897.7haを施行し受益面積（県ぽ事業地区外も含む）のうち約85%の実施をしています。

又、現在施行中の長沼地区、北浦地区、迫南部地区、野谷地地区の4地区についても順調に推進されており早期完成を目指し尽力しているところであります。これら造成された施設や美田として甦った耕地の有効利用により近代的農業が展開され、ひいては地域農業の振興と地域社会の発展に資すると確信いたします。

1. 工事施行内容

地 区 名	工	事	量
長 沼 地 区	整地工	A = 2.3ha	暗渠工 A = 102.0ha
	客土工	A = 18.0ha	
北 浦 地 区	暗渠工	A = 31.0ha	
迫 南 部 地 区	整地工	A = 33.5ha	暗渠工 A = 13.7ha
野 谷 地 地 区	整地工	A = 45.5ha	

2. 換地業務受託内容

地 区 名	事 業 内 容	
長 沼 地 区	工事後の土地評価	486.0ha
	一時利用地指定	23.6ha
	代位登記	23.6ha
迫 南 部 地 区	一時利用地指定	37.0ha
	代位登記	73.9ha
野 谷 地 地 区	換地計画原案作成	180.0ha
	一時利用地指定	49.1ha
	代位登記	61.0ha

県ぽ野谷地地区

整 地 工



小排水路工



合併後の土地改良区管理施設の紹介

合併後新しい土地改良区でどのような施設を管理しているか紹介いたします。

1. 国営事業で造成された施設

(1) 揚水機場 8機場

揚水機場名	口 径	台 数
西 館 揚 水 機 場	500	1
	800	1
高 石 揚 水 機 場	550	1
	1,200	1
	1,800	1
山吉田揚水機場	1,100	3
南 方 揚 水 機 場	1,000	1
	1,500	3
米 山 揚 水 機 場	1,700	2
	1,400	1
	900	1
山吉田第1補助機場	300	1
山吉田第2補助機場	250	1
中央遠方監視制御室	機械 4面一式	

(2) 自動除塵機

高石揚水機場自動除塵機
 南方揚水機場自動除塵機
 米山揚水機場自動除塵機

(3) 幹線用水路 5路線

西館幹線用水路
 山吉田幹線用水路
 南方幹線用水路
 穴山幹線用水路
 米山幹線用水路

(4) 幹線排水路 5路線

高石放水路
 高石幹線排水路
 米山幹線排水路
 米山中央幹線排水路
 南方揚水機場導水路

(5) 揚水機場管理人宿舎

西館揚水機場管理人宿舎
 高石揚水機場管理人宿舎
 南方揚水機場管理人宿舎
 米山揚水機場管理人宿舎

(6) 国営施設と関連施設

山吉田自動転倒堰
 旧河道取水水門
 高鳥水門

2. 附帯県営事業で造成された施設

(1) 揚水機場 11機場

揚水機場名	口 径	台 数
畑 岡 排 水 機 場	450	1
	900	1
船 越 揚 水 機 場	400	1
	800	1
舟 橋 排 水 機 場	600	1
	900	1
立 戸 揚 水 機 場	600	1
西 郷 揚 水 機 場	600	1
砥 落 揚 水 機 場	600	1
古 川 排 水 機 場	800	2
千 貫 揚 水 機 場	300	2
大 袋 排 水 機 場	800	1
青 島 補 助 機 場	300	1
宿 畑 補 助 機 場	150	1

(2) 用水路 15路線

北方用水路
 板倉用水路
 本郷用水路
 梶沼用水路
 米岡用水路
 砥落用水路
 齊藤用水路
 立戸用水路
 簡場坪用水路
 土地込用水路
 舟入用水路
 上谷地用水路
 千貫用水路
 野谷地用水路
 青島用水路

(3) 排水路 17路線

北方承水路
 北方排水路
 船越排水路
 山成排水路
 大袋排水路
 大畑排水路
 大岳排水路
 本郷排水路
 西袋排水路
 千貫排水路
 野谷地排水路
 長沼川排水路
 中津山排水路
 簡場坪排水路
 中央排水路
 舟入排水路
 上谷排水路

※ その他県営ほ場整備事業等で造成された施設があります。

揚水(用排)機場	総機場	95機場
樋 門	総箇所	21箇所
幹線用水路	総延長	18.2km
幹線排水路	総延長	12.2km
支線用排水路	総延長	757.8km
農 道	総延長	137.9km

はさま川どかい

雑感

虫の声を聴き深まり行く秋、
やがて来る冬の訪れに思いを
走らせている昨今でございます。

稔りの秋を迎え本年は三年ぶりに品質もよく豊作に恵まれたかに見えたが収量については多少期待はずれの感があったものの、台風等の被害もなく収穫期を迎えられましたことについて心からお喜び申し上げます。

しかし昨年は異常気象ともおもわれる天候により基幹作物である水稲に品質被害が生じ、又一昨年は冷夏による被害が生じる等二年続きの被害により農家経済、地域経済に計り知れない大打撃を受けたこととでもあり、今年の収量は手ばなしてはよろこべない状態にあるものと残念にも思えてなりません。一日も早く農家経済が回復され熱意のある

なされますよう祈念するものであります。さて現在農業をとりまく情勢が厳しい中で

あり、更に数年前からの輸入がはじまりこれから年々米の輸入が増大化され益々厳しくなってくるものと思っております。又減反政策の一環として食糧法の一部が改正となり、新食糧法により米の流通機構等が変わる等農業政策が変化して行く中で農家経済に及ぼす影響は極めて計りきれないものがあるものと思われ

ます。土地改良区はこの現実を重視し、組合員負担の軽減を図るべく関係機関へ補助金交付制度又は助成金交付制度等の創設について機会あるごとに実情を訴えお願いをして参りましたところその努力が

を受けたことから、この事業に仮申請することとしたが申請期間がなく又仮申請内容が複雑困難で厳しいものではあったが一日も早く認められ補助金交付がなされることの願いをこめて更に日夜鋭意努力いたしたところ仮申請することができ現在仮申請中であるがこの事業が認められることになると三月の総代会で議決を経て本申請しこれが確定することになるうかと思われ

ます。更に今後その他経費軽減のためにもこうした事業制度があれば又創設された場合申請して行くよう努力するが関係機関に於いて制度を制約等により大変厳しく、採択がむずかしいものとの予測されることから、ほかにも目を見向

けず土地改良区としては健全な土地改良区として運営、執行して行くためにも又緊急事態が発してもある程度の対応ができるようではいけない、そのためには毎年度予算の範囲の中で又負担軽減を念頭におきな

ずかしいことになるので一定期間(積立期間)は組合員皆様に御理解をいただき多少の自然増額的なものを見ながら積立を行い運営、執行に努めて行くしかないのではないかと、積立には上限を設けることと、積立を行ない管理している財産又は年度の事業計画等と、ならあわせながら年々積立を減じその間多少の緊急事態が発しても一定の積立額が維持できるように安定した財政にしようとする必要があり、編成ができ無駄のない執行、そして組合員皆様方から安心してまかせられねような充実した土地改良区にしたいと存じますので組合員皆

様方には尚一層の御理解ある御協力をお願い申し上げます。

いたします。

去る七月七日平成七年度宮

城農地集団化推進協議会通常総会席上に於いて土地改良区職員として永年に亘り農地集団化事業推進に寄与した功績が認められ農地集団化事業の功労者として、又去る五月二十三日宮城県土地改良事業団体連合会追支部長表彰に於いて土地改良区職員として永年に亘り土地改良事業の向上発展に寄与した功績が認められ土地改良事業の功労者として次の方々が晴れの会長表彰並びに支部長表彰を受賞されましたので紹介いたします。

宮城県農地集団化推進協議会
会長表彰受賞者

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

事業課課長 堀主 光行

7 年度第 2 期賦課金並びに徴収期限一覧表

区 分	1,000㎡当 たり賦課金	徴収期限		備 考
		第 2 期		
経 常 賦 課 金				
事 務 費	田 2,800円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 560円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
第 1 地 区	田 5,800円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 2,900円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
第 2 地 区	田 3,700円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 740円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
排 水 地 区	田 2,100円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 840円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
沼 沼 崎	田 8,800円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 1,800円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
大 平 前	田 5,500円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 4,100円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
第 1 区	田 5,500円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 4,100円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
第 2 区	田 5,500円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 4,100円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
米 山 地 区	田 8,300円	平成7年11月15日交付	第1期	70%賦課
	畑 1,660円	平成7年11月30日限り	第2期	30%賦課
特別会計償還賦課金				
国営内田池	田 1,400円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 2,610円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
国営内田池	田 2,715円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 1,510円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
大 網 地 区	田 9,544円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 2,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
西 谷 地 区	田 10,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 2,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
千 賀 区	田 3,300円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 1,100円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
野 谷 地 区	田 8,500円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 7,010円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
第 2 地 区	田 6,800円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 1,720円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
第 3 地 区	田 8,600円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 7,440円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
第 4 地 区	田 7,440円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	畑 7,440円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
平成 7 年度用水使用料				
区 分	1,000㎡当 たり賦課金	徴収期限		備 考
事 務 費				
第 1 地 区	2,900円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
第 2 地 区	1,850円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
排 水 地 区	2,100円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
内 浦 第 1 区	3,850円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
内 浦 第 2 区	2,870円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
米 山 地 区	3,735円	平成7年11月15日交付	第2期	100%徴収
賦課金の納入は期限内に御協力を！				
第 5 地 区	9,160円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 6 地 区	4,100円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 7 地 区	田 12,550円 畑 2,510円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 8 地 区	田 9,000円 畑 1,800円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 9 地 区	田 10,900円 畑 2,180円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 10 地 区	8,800円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 11 地 区	5,850円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
第 13 地 区	9,300円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
県特別会計経常賦課金				
町 新田地区	1,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	1,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
地 横 区	1,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	1,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
北 浦 地 区	1,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	1,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
野 谷 地 区	1,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	1,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
県特別賦課金				
町 新田地区	14,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	14,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
地 横 区	14,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	14,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
北 浦 地 区	13,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	13,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
内 浦 地 区	2,500円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	2,500円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
土 手ノ内区	2,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	2,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
茂 佐 治 区	2,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	2,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課
野 谷 地 区	1,000円	平成7年11月15日交付	第2期	100%賦課
	1,000円	平成7年11月30日限り	第2期	100%賦課

賦課金の納入は

期限内に御協力を！

平成7年度第一期賦課金の
収納状況について報告申し上げ
ますと、お陰様で九九・九
九パーセントの収納率となり
ました。これも偏に組合員皆
様の御理解ある御協力に厚く
御礼申し上げる次第でござい
ます。

さて、第二期の賦課金を左
記により徴収いたしますので
組合員皆様は納入方につきま
しては、特段の御協力をお願
い申し上げます。

新たに負担金対策の実施

土地改良負担金総合

償還対策事業

担い手育成支援事業

この事業は、昨年のウルフアイランド農業合意を踏まえ新たな国境措置のもとで新政策に既した担い手の育成と支援を目的とする担い手の育成事業を創設し土地改良事業負担金総合償還対策事業の拡充を平成7年度から図ることになり現在改良区では、本年度認定を得るべく役職員一丸となり取組んでいる次第であります。尚、このことについては来年3月に予定している通常総代会に計画を提案し承認を賜うよう準備致しております。

1. 事業対象地区

(一) 平成6年3月31日迄に採択された土地改良事業(国営かんばい、県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業)地区のうち次の条件を満たす地区であること。

注、県営迫南部地区、野谷地々区、長沼地区(三方島区)は、事業の対象地区外となります。

ア、この事業認定後五年以内に担い手(経営面積が3ha以上又は、委託耕作並びに基幹三作業委託を含む)の経営農用地面積が3割を超えて増加することが見込まれる地区であること。

例 現耕作面積、2.4ha、が5年以内に3割増

の3.12haに集積(担い手経営面積、3ha以上)しなければならない。

(二) 償還ピーク時年償還金が基準償還額以上の地区ア、当土地改良区管内は米の単作地帯で自由化等の影響を受ける農作物(米、麦、飼料作物等)の作付割合が耕地の3分の1以上の地区にあっては、「自由化特認」として10ヶ年当り1万円以上の年償還金であれば該当する。

2. 助成額について

借入償還利率が3.5%を超えた利息相当額を限度として国が2分の1県が2分の1を土地改良区にに対し助成します。又、改良区では、受けた助成金を全額地区の負担金(借入金)の軽減を計る為、償還金に充当いたします。

但し、助成される期間については、前記アの要件を欠くに至った時点で於いて停止される。(各ほ場整備地区によって異なる。)

又、計画した、担い手の経営面積の集積が3割を超える集積が計られず未達成となった場合、助成額は半額となり最高5年間だけ受けられる。(各ほ場整備地区によって異なる。)

表紙紹介



建屋RC造平屋建 109.25㎡



機械設備
横軸両吸込渦巻
ポンプ φ200mm 2台
モーター 11Kw 2台

平成6年度迫南部地区低コスト化水田農業大区画ほ場整備で施行された土手内ほ場です。当地区のかんがい方法は、パイプライン方法で横軸両吸込渦巻ポンプ(φ200mm、2台)によって直接圧送されます。

組合員の皆さんへ

諸名義変更等の
手続きは
届出は
おすみですか？

土地改良区へ

1. 名義変更・売買等による移動の方へ

当土地改良区の地区内にある耕作地を経営移譲・一括贈与・使用貸借等受委託(取得・喪失)した場合、届出がないといつても従前のままでの地積で賦課されます。

2. 農業者年金受給者の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行った場合。

3. 農地転用等の方へ

当土地改良区地区内の田(農地)や畑や宅地(農地以外)に転用する場合。以上の場合は、当事者連署押印(認印)の上お願いいたします。

…組合員資格得喪届出…

☆し尿浄化槽等を設置する場合

し尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置、並びに家庭雑排水事業等を当土地改良区の地区内に放流する場合も、役場には勿論のこと土地改良区にも届出することが義務づけられていますので、必ず手続きをされて許可を受けて下さい。

☆届出は、直接当土地改良区へ

お願いいたします。

TEL 0220 (58) 2024 代表